

年 月 日

大阪市長 様

申込者 所 属
フリガナ
氏 名
職員番号
電話番号

講座受講事前報告書

大阪市建築職員の資格取得に要する費用の支出に関する要綱（以下「要綱」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 報告内容

受験日程	年 月 日	
受講予定講座	講座の受講に 要する費用	円
	教育機関名	
	講座名	
	受講期間	年 月 日 ～ 年 月 日

〈添付書類〉

- 教育機関名、講座名、講座内容、受講期間、受講料等を証する書類（講座パンフレット・受講案内等）の写し

(大阪市記入欄)	
----------	--

年 月 日

大阪市長 様

申込者 所 属
 フリガナ
 氏 名
 職員番号
 電話番号

資格取得費用支出申請書

大阪市建築職員の資格取得に要する費用の支出に関する要綱（以下「要綱」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 申請に係る資格（該当する資格にチェック（☒）をしてください。）
☐ 一級建築基準適合判定資格者 ☐ 一級建築士 ☐ 二級建築士

- 2 試験等の実施年度 _____ 年度

- 3 一級建築基準適合判定資格者について申請する場合

区 分	申請金額
登録免許税	円

- 4 一級建築士について申請する場合

- ・ 免許登録 ☐ 済 ☐ 未 [建築実務経験期間の合計： _____ 年 _____ 月]
 （該当する方にチェック（☒）し、未登録の場合は申請時点における実務経験期間を記載してください。）

区 分	助成対象経費		申請金額
受験手数料	円		円
登録申請手数料	円		円
登録免許税	円		円
講座の受講に 要する費用	円		円
	教育機関名		
	講座名		
	受講期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
計	円		円

5 二級建築士について申請する場合

- ・ 免許登録 ☐ 済 ☐ 未 [建築実務経験期間の合計： 年 月]
(該当する方にチェック (☑) し、未登録の場合は申請時点における実務経験期間を記載してください。)

区 分	申請金額
受験手数料	円
登録申請手数料	円
計	円

6 誓約事項 (内容を確認のうえ、項目にチェック (☑) をしてください。)

- ☐ 要綱第3条各号のいずれにも該当しません。(要綱第3条関係)
- ☐ [対象資格が一級建築士、二級建築士の場合]本申請時点において対象資格に係る免許の登録要件を満たしていないときは、当該要件を満たした後速やかに登録の申請を行います。
(要綱第6条第2項関係)
- ☐ [対象資格が一級建築士の場合]速やかに一級建築基準適合判定資格者検定を受検します。
(要綱第9条第1項関係)
- ☐ [対象資格が二級建築士の場合]一級建築士試験の受験要件を満たしたときは、速やかに一級建築士試験を受検します。(要綱第9条第2項関係)
- ☐ その他要綱の規定を遵守します。

〈添付書類〉

- 一級建築基準適合判定資格者：一級建築基準適合判定資格者検定合格通知書の写し及び
一級建築基準適合判定資格者登録証の写し
- 一級建築士：(受験手数料に係る申請を行う場合)
一級建築士試験合格通知書の写し
(登録申請手数料及び登録免許税に係る申請を行う場合)
一級建築士免許証明書の写し
(講座受講料に係る申請を行う場合)
講座受講の修了を証する書類 (修了証の写し)
講座受講料の支払いを証する書類 (領収書等) の写し
(ただし、対象経費の内訳、支払額、支払日が確認できること)
教育機関名、講座名、講座内容、受講期間、受講料等を証する書類 (講座パンフレット・受講案内等) の写し
- 二級建築士：(受験手数料に係る申請を行う場合)
二級建築士試験合格通知書の写し
(登録申請手数料に係る申請を行う場合)
二級建築士免許証明書の写し

※いずれも原本を持参し、担当者による原本照合を受けること

※登録証又は免許証明書の発行に時間を要する場合は、登録に係る申請書の写しを添付することとし、登録証又は免許証明書が発行された後に、速やかに、当該写しを提出すること

大 第 号
年 月 日

様

大阪市長

資格取得費用支出決定通知書

年 月 日付けの資格取得費用支出に係る申請（以下、「支出申請」という。）について、大阪市建築職員の資格取得に要する費用の支出に関する要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定により、次のとおり支出することを決定したので通知します。

記

1 決定内容

対象資格	
支出金額	円

2 決定の条件

- （1） 要綱第6条第2項の規定に基づき、支出申請の時点において対象資格に係る免許の登録要件を満たしていないときは、当該要件を満たした後速やかに登録の申請を行うこと
- （2） 対象資格が一級建築士の場合は、要綱第9条第1項の規定に基づき、速やかに一級建築基準適合判定資格者検定を受検すること
- （3） 対象資格が二級建築士の場合は、要綱第9条第2項の規定に基づき、一級建築士試験の受験要件を満たしたときは、速やかに一級建築士試験を受験すること
- （4） 要綱第10条各号のいずれかに該当すると認めたときは、本決定を取り消すこと
- （5） その他要綱の規定を遵守すること

大 第 号
年 月 日

様

大阪市長

資格取得費用支出対象外決定通知書

年 月 日付けの資格取得費用支出に係る申請について、大阪市建築職員の資格取得に要する費用の支出に関する要綱第7条第2項の規定により、次のとおり支出対象としないことを決定したので通知します。

記

（対象外決定理由）

請 求 書

年 月 日

大阪市長 様

住 所
氏 名

次のとおり請求します。

金 額	円也
内 容	

※ 金額の前には必ず¥を付けてください。

☐ 債権者登録済の金融機関の口座に振り込んでください。

債権者番号								指定口座	
-------	--	--	--	--	--	--	--	------	--

※ 指定口座は、A、B、C、D、Mよりご指定ください。

☐ 次に指定する金融機関の口座に振り込んでください。

金融機関名称		支 店 名 称	
預 金 種 別		口 座 番 号	
フ リ ガ ナ 口 座 名 義			

本市記入欄

記載事項等照合先（契約番号等）		執行主管コード		支出命令番号	
業務区分	☐ 歳 出	☐ 歳 入	☐ 歳計外	☐ 基 金	

大 第 号
年 月 日

様

大阪市長

資格取得費用支出決定取消通知書

年 月 日付け大 第 号で決定した資格取得費用支出について、大阪市建築職員の資格取得に要する費用の支出に関する要綱第10条の規定により、次のとおり決定を取り消したので通知します。

記

（取消理由）